






障害福祉業務に従事しませんか？～新たな一歩、未来の“Nara”を紡ぐために…

“障害福祉分野就職支援金”のご利用について…

障害福祉職の「障害福祉分野就職支援金」とは…

- 障害福祉の分野に就職するための準備費用を、**最大20万円**返借り入れできます。
- 貸付金は**奈良県内の事業所で障害福祉サービス業務に2年間従事**する事で、**全額返還免除**されます。

<p>例えば、 このような費用に ご利用いただけます。</p> <p>※この他にもご利用いただける費用がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。</p>	 <p>お子さんを、託児所等に 預けるための費用</p>	 <p>研修会の受講料や図書費、 介護福祉士試験の受験手数料等</p>
 <p>就職に伴う転居費用</p>	 <p>通勤用自転車・バイク等の購入費</p>	 <p>介護ウェアなどの業務用被服費</p>

ご利用条件について

「障害福祉分野就職支援金」のご利用は、次の要件を全て満たす方が対象となります。

(1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した方(※)

- 介護職員初任者研修
- 居宅介護職員初任者研修
- 障害者居宅介護従事者基礎研修
- 重度訪問介護従事者養成研修(基礎、統合及び行動障害支援のいずれかの課程と、応用を受講すること)
- 同行援護従事者養成研修(基礎、応用を受講すること)
- 行動援護従事者養成研修

(2) 障害福祉サービス事業所若しくは、施設に就労した方、又は就労を予定している方(就労する日までの間に予め、ハローワーク又は福祉人材センターに求職登録又は氏名及び住所等の届出をした方に限ります)

(3) 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方

(4) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の借入れをされたことがない方

※ 就労時に所定の研修を受講し、受講修了後に修了証書を提出すれば、借入れ対象となりますので、事前に下記までお問い合わせください。

返還の免除について

新規の障害福祉職員として、奈良県内の事業所で障害福祉サービス業務に2年間従事した場合、貸付金返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会・生活支援課 (☎: 0744-29-0100)
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320番11 奈良県社会福祉総合センター・1F

※ ご利用いただく条件等については、各府県で異なる場合があります。詳細は、上記迄お問い合わせください。